

## 第19回 福岡市消費生活審議会 会議録

- ・開催日時 平成26年7月11日（金）午後3時30分～午後5時30分
- ・出席委員 13名（欠席1名）
- ・傍聴人 なし

### ○開 会

市民局生活安全部長 挨拶

議 題 福岡市消費者教育推進計画の策定について（諮問）

報 告 (1) 平成25年度の消費者教育部会の審議状況について  
(2) 福岡市消費者訴訟資金貸付金制度について  
(3) 平成25年度事業実績及び平成26年度消費生活センター事業概要について

### ○議事要旨

- ・福岡市長から平成26年7月11日付で、当審議会に対して、福岡市消費生活条例第32条第1項第1号に基づき、福岡市消費者教育推進計画の策定について諮問があった。

本審議会の所掌事務として、条例第32条第1項第1号では、市長の諮問に応じ、消費生活に関する重要な事項について調査審議し、その結果を市長に答申することとある。市長からの諮問を受け、本日、審議会を開催する。また、これまで消費者教育部会で審議した、消費者教育推進に向けての方針案の審議状況を、部会長と事務局から報告する。

- ・平成24年度に地方自治法第252条の37第1項による包括外部監査が「福岡市の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について」をテーマに実施されたが、福岡市消費生活条例に規定された消費者訴訟資金貸付金について、監査意見を受けている件について報告する。

### ○審議の概要

議 長：非常に詳細な基礎調査をしていただき、実態と課題と、問題点と、かなり具体的な形が見えてきた。回答率も特に地域で73.1%と高い。学校でも5割以上の回答をいただいている。相当実態を反映した結果になっていると思う。

A 委 員：学校宛てへの調査は、誰に回答を求めたのか。学校長なのか、担当の教職員なのか。

事 務 局：特に指定はしていない。この内容について回答できる方、内容がわかる方を、それぞれ学校で判断して回答してもらった。

A 委員：学校宛てでだれかに回答してもらうとなると、どれくらい実施しているかという質問をしたときに、わかっている人が回答したかしないかで、回答に相当幅が生じると思う。

B 委員：地域の回答率は非常に高く、いい線をいっているが、中学校は 55%、小学校は 50%で、消極的な印象を受ける。恐らくその理由が消費者教育の課題と関連していると思うが、学校の回収率が低かった理由はどう捉えられているのか。その分析にアイデアの元が隠れていると思われるが。

事務局：小学校も含めて消費者教育の時間が取れないという回答結果も出ているが、教育委員会からは、学習指導要領の中に、消費者教育について時間数も決められた上で実施するよう定められているので、実施しているはずだがとの意見をいただいた。先ほどの、誰が回答したかにも関係するが、回答した人の感覚で、消費者教育ではないと判断したのか。そのようなことも回収率と関係があるかと思っている。

C 委員：アンケートの依頼は消費生活センター名義で依頼したのか。

事務局：消費生活センターと教育委員会連名で依頼した。内容も事前に教育委員会と協議した上で、アンケートを実施した。

C 委員：教育委員会と連名でもこの回収率なのか。国の施策としての消費者教育については、文部科学省と消費者庁が所管するということになっているはずだ。教育委員会が関わっていないのであれば、心配だったが、教育委員会も関わっているのであれば結構だ。

議長：一般的に 50%の回答率は高い方である。公のアンケートとしては低いが、強制力がないので仕方がない。教育委員会が関わっても回答率が低いのは、よほど学校は忙しいのか。団体宛てにアンケートを送る場合、誰が回答するのかというのは、あいまいになりがちだが、基本的には学校長か教頭が目を通してはいるはず、組織として回答しているわけで、個人的な意見ではないと思われる。

C 委員：資料 2-3 の「4つの課題」の中の「消費者教育とは何か」にも関連するが、アンケート結果で、学校に優先課題があり、消費者教育の実施が難しいとあるが、私自身が受けている印象と、学校の認識に齟齬があると感じた。消費者教育に関わる切り口で、学校現場で今一番の課題は、スマホやインターネットでのトラブルであり、学校の教職員にとって最大の関心事のはずなのに、他に優先課題があるからできない、という学校の回答結果が合わないと思う。それがま

(つづき) : さに消費者教育に入ってくると思われていないのではないか。消費者教育の中身についての認識ができれば、消費者教育をやってほしいと思うのではないか。

B 委員：基礎調査の調査票の見本が報告書に掲載されているが、調査の趣旨の書き方がわかりにくかったのでは。調査票を受け取った人がこの調査をして何の役に立つのか、例えばこの調査結果が市全体として、今後の消費者教育の取り組み資料として、具体的に方向性を示す資料となると、目的が見えてくる書き方をしていれば、忙しいけど、メリットがあるなら、回答しようと思ったのでは。調査のための調査という印象を与えたのであれば、協力しないと思ったのではないか。

C 委員：調査のやり方を、もう少し工夫すればよかったか。

B 委員：面接調査であれば、その場でもう少し話ができよかったが、郵送の場合は文書で受け取ったイメージしか伝わらなくて難しい。

議長：一応、調査ご協力のお願いの文書の中には、「今後の消費者教育を体系的、効果的に推進するための方策を検討する基礎資料」とするとは書いてある。地域でも学校でも消費者教育は今後やっていかなければならないことだし、この機会に市にやってほしいことと、自分たちにやってくれと言われても困ることなどを、積極的に回答してくれるものと思った。文章に書いてあるから伝わるというものではなく、面接調査ではない調査なので仕方がないのか。

B 委員：公の市がやっている調査なので、民間がやる調査とは違うという重さはあると思うが、例えば国の指定統計調査などのように、結果だけを公表され、あとは自分たちで考えてください、というようなニュアンスでとらえられたとしたら、それなら、回答しなくていいと思ったのではないか。

議長：確かに、自分の経験から考えても、回答の利用方法がわからなかったら、回答しないこともあるだろう。調査の趣旨を特に強調して伝えるということを、今後、同じような調査をするときに考慮すべきだろう。

A 委員：その点では、報告書を読むと、行政に指針をはっきり示してほしい、自分たちは場所を作って、いただいたもので教育します、とはっきり結果が出ている。行政がはっきり指針を示さないと、バラバラでなんにも出来ない、いただいたものを配布するだけで終わってしまうと、アンケート結果にわかりやすく出ている。

D 委員：消費者教育は範囲が広い。学校でも、社会科や家庭科でそれぞれ内容が違うものを行っている。例えば、この学校では食育についてはやっているけど、消費者トラブルについてはやっていない、というような解析はできるのか。

事務局：無記名なので、個別の解析はできない。

E 委員：学校については、趣旨が伝わったか、という問題には関係なく、調査に協力しないという強いマイナスの意思で回答しないのではなくて、誰が回答するか明記していないために、誰が回答するかわからないまま、保留され、期限が来てしまったのではないか。今後、また調査することがあれば、例えば、教職員1人と保護者1人とか、男女それぞれ1人とか、世代別でとか、誰が回答するのか明記したら回答率が上がるのではないか。

ネットの問題については、小中学校の教職員も保護者も、ともに問題視している。行政からは「ネットモラルについて学びなさい」とか、そういうことを学ばせなさいということは言うてくるが、それが、消費者教育だとは認識していない。消費者教育とは何か、ということが教育現場で明確になっていない。子供たちが消費者だという認識が学校にはないと思う。そこが明確になれば、もう少し進むのではないか。

議長：調査結果として、学校が特に希望するテーマとしては、携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブルについて、小学校で87.2%、中学校で80.8%になっており、学校が、今の子供をめぐる問題をきちんと把握していると調査結果に出ていると思う。

B 委員：回答した人は認識しているかもしれないが、回答しなかった50%の人がどう認識しているかが問題だ。

F 委員：消費者教育の講師として学校現場に出向いている立場から意見を言うと、携帯・スマホ・インターネットのトラブルについては、学校からは個人間のSNSなどでの付き合いの問題・ネチケット（注：ネットマナー）について講演を求められるが、ネチケットについては消費者トラブルではない。さきほどの、子供は消費者ではないという学校の認識がこのあたりに表れているのではないか。携帯・スマホ・インターネットのトラブルについては、トラブルの種類が2種類存在している。倫理面と消費者問題。そのあたりを考慮しないと、教材作りもまったく違ってくる。消費生活相談員としては、経済的な被害についてもっとしゃべりたいが、学校側としては、いじめの問題とか倫理面について教育してほしいという。消費生活相談員としては、その方面は得意ではなかったりする。2種類の側面を

(つづき) : 持つことで、それぞれ講師が必要になる。80%以上と関心が高いの  
(F委員) は、この2つの問題が混ざっているからではないか。

C 委員 : 携帯・スマホ・インターネットのトラブルについては、今の2つの問題のほかに、依存という3つ目の問題もある。保護者の関心も3つの問題が混在している状況である。実際には、保護者や教職員は、子供がインターネットの世界でどんなことをしているのか理解できていない。その中では、消費者被害についても、SNSへの書き込みについても、依存についてもごっちゃになってしまっている。そこを整理して、問題の中身を具体的に分けると、自然とそれに関わる主体が明確になり、では、今年は依存の問題についてやってもらおうとか、見えやすくなるのではないか。そういう工夫が有効だろう。部会でも参考にさせてもらおう。

議 長 : 基本的には、スマートフォンという商品と通信サービスという両方込みのセットのものを事業者が提供している。長所もたくさんあるが、人権侵害や経済的な被害、依存や犯罪に巻き込まれる危険性がある商品を未成年者に契約させたり、使わせたりするということがそのものに事業者として問題がある。C委員が言った3つの問題を全部セットにして、この商品には長所・短所があると消費者に理解してもらった上で、消費者に利用してもらって事業者は利益を得ているという風にしてもらいたい。これらの問題はすべて消費者問題にに入れてほしい。バラバラにすべきではない。事業者は商品の長所ばかりを宣伝して、子供たちにこれがないと学校生活が送れないと思わせておいて、事業者としては後のことは知りません、消費者の使い方が悪いのでは、というのでは困る。その商品を渡されたことで犯罪等に巻き込まれるというのであれば、消費者問題である。商品の持っている特性としてこのような危険に巻き込まれる可能性があるという点で、消費者教育に入れてほしい。

F 委員 : 私たち自身も通信事業についてはわからないことがあって、通信事業者がどんな教育をやっているのか、調べてみた。すでに、ある企業は、全国でネット申し込みがあれば出前講座をしている。教育委員会としては、企業が出前講座をすることに懸念がある。ただ、消費者教育推進法は事業者も対象になっているので、事業者の活用が今後課題となるのではないか。せっかく事業者ががんばっているのに、評価することも必要なのかなと思っているところである。

C 委員 : 私も興味を持っている事例で、通信事業者と、学校の教職員や保護者と、大学生が、高校生熟議という事業を行っている。子供たち自らが、通信サービスのこういうところは危ないよね、と考えたり学びあったりする。ファシリテーターを大学生が行う。事業について

(つづき) : の事業者に対する注文も含めて、事業者を混ぜた取り組みが、全国(C委員) で5, 6カ所で行われている。九州では大分で行われている。こういった事業者を混ぜた取り組みが、最終的にはいいのかなと思っている。

F 委員 : 大分には、ハイパーネットワーク社会研究所がある。大分県とNTTが、かなり早い時期からインターネットに関する研究を始めている。大分県は進んでいる。

C 委員 : そういった進んだ取り組みをしている地域を視察できたらいいなと思っている。

B 委員 : 資料 2-3 の4つの課題について、消費者教育の範囲に食育や環境教育も入るか、と書かれているが、例えば、万引きはいけない、ということは、どこでどういう風に教えていくか、これは消費者教育なのかどうか、と考えると、これも消費者教育としてよさそうだと思う。犯罪学といったことについても、やはり消費者教育としてとらえるべきか、となると、倫理教育も入ってくるのか。さきほどのスマホの問題で、犯罪や依存の問題を消費者教育に含むのか、ということと同じである。消費者教育の範囲をどのように設定するのか、ということが重要なポイントになっている。そこからスタートするのも一つの捉え方であろう。

C 委員 : 消費者教育にどこまで入れるのか、部会でも議論になった。例えば食育で弁当の日というのがあがるが、これが法律で言う消費者教育になるのか、非常にむずかしいなという話になった。犯罪の絡みで言うと、高齢者の振り込め詐欺は、犯罪の問題となるが、困ったときは相談しよう、そういう相談先があるということを開発していくことはいいだろうという意見が出た。特に高齢者については、悪質商法や犯罪と消費行動の境目がすれすれということがあがる。

A 委員 : 消費者教育の範囲は広いのだが、被害者を出さない、そのために消費者がより賢くなるという2点から離れたことについては別のところでやってもらうとして、ここで議論することはその2点に絞ると、かなり減ってくると思う。でもやらなければならないことはたくさんある。消費者もいつまでも行政に守ってもらうばかりではいけない。いらない、買わない、使わない、と判断できる材料を提供していかないと被害は減っていかない。騙す業者はいろんな手を考えている。事業者のお客様相談室の勤務経験があるが、上手な話法を身に着けた業者は、たとえ苦情の電話でも、最終的には消費者を納得させるという技術を持っている。真面目な企業はコンプライアンスに縛られているので、業界全体の利益になり、消費者の利益となる

(つづき) : ことをいう。そういう点でまじめな企業や、業界団体に消費者教育の講師を頼むのはいい方法だと思う。ただ、ここで議論するのは、被害をできるだけ少なくするということと、消費者が賢くなることの2点に絞らなければ、学校の教職員もあれもこれもと言われると、他の教科の授業があるのでやれないということになる。この範囲ならやれますという答えをだしてやらないと難しいだろう。

D 委員：消費者教育の課題について、各層において明確にされているが、教育展開するにあたって大事なものは、基本編と応用編があるということだと思う。例えば高齢者に対して、こういう被害がありますと、チラシを配ったとして、見る人の基礎力によって、ぜんぜん解釈が違ってくる。被害を減らすということにおいて基本編が大事だ。通信販売で、テレビで健康食品について繰り返し宣伝されているが、その中の何が問題なのか考えてもらえるような基礎教育は必ずいるのではないか。

議長：一委員としての意見だが、学校でも地域でも、消費者教育としての科目があるわけではない。家庭科の中に入っていたり、社会科の中に入っていたり、総合学習の中に入っていたりする。算数の時間でも利息計算などを教えることができる。安易に複利でお金を借りたら、1000万円借りて、1000万円返せばいいと思っていたら、2000万円返さないといけなくなった、という問題も教えることができる。消費者教育科目として限定しなくても、学校教育としては、すべての人は消費者なので、基本的な生き方や暮らし方について、こういったものを買ったりサービスを受けたりすると本当の意味で豊かになるのか、基本的な心構えは、ライフステージで言うと小学校低学年から徐々に教えていく必要があると思う。被害を防ぐという点での教育は、もちろん小学生にも必要だが、高齢者などの方がもっと必要性が高い。被害を防ぐという教育も必要だが、そればかりでなく、小学校で基本的な生き方について教えてもらわなくてはならない。モノやサービスがあふれている社会で、生活の中で、こういったものを選んで買ったらいいか、よりよい暮らし方ができるか、積極的な生き方について教育計画にいれるべきだ。それを消費者教育の科目として入れるとなると時間が足りなくて、そもそも消費者教育という科目はないので、いろいろな科目の中に割り振って入れておいてほしい。そういった視点で教育計画を考えてほしい。小学校低学年、場合によっては幼稚園から、考え方としては一応全部入れておいてほしい。全部のことについて市が抱え込むわけにはいかないの、それぞれ、自分で、家庭などでやらなければならないとして、その中で特にこの部分に課題があって、市としてはこの部分を重点的にしますよ、というような計画をたてていただきたいと思う。自分としては、消費者教育について被害の部分に特化して

(つづき) : ほしくない。学校教育としては、低学年は特に基本的な暮らし方の  
(議長) 部分から入っていただきたい。環境問題についても、そこまで範囲  
を広げたら大変というのではなく、自分で消費することによって地球環境や他人にどういった影響を与えるのか、家族にも影響を与えるということを含めて、いろんな科目の中で、ちらちらと先生方に教えていってほしい。市としてはその全体像を、学校や地域に見せていってほしい。カットするのではなく、その中で重点は当然でてくると思うが。

A 委員 : 私も議長に同意見である。全体の中で、今年、来年、再来年と、優先することをはっきり出さないと、全体像が大きすぎるという意味で申し上げた。本当に賢い消費者になるためには、いろんな知識がないと騙されるということになるので、教えるにも広すぎて難しいので、絞って焦点を当てないと教える側も困るのではないかと思う。

議長 : 今後は部会のほうで原案について作ってもらって、中間報告の全体会議もあつたうえで、市長への答申の決定についても、全体会議で行うことになる。

\*\*\*\*\*

事務局 : 消費者訴訟資金貸付金について報告。市としては制度の見直しを考えている。見直しを行う場合は条例改正を行うことになる。

議長 : この件について、包括外部監査結果報告がきっかけとなっているわけだが、なるほどと思う部分と、必ずしもそうしなくてもいいのでは、と思う部分もあるだろう。市としては、他の大都市の制度と比較して、突出して変わった制度でもないのでは、このままでいいですとするのか、一部要件を緩和して残しましょうとするのか、いっそのこと制度をやめましょうとするのか、3つ選択肢があると思うが、これからこれを検討するにあたって、質問や意見はないか。

G 委員 : この制度が、どういう場合を想定しているのか見えない制度だと思った。公益的な目的があるということなので、できるだけ使いやすい制度であるべきだと思う。あくまで貸付なので、今の制度のままでは少なくともだめだ、というのはその通りだと思う。例えば、5万円の損害がでた事件について、その被害回復を求めようと弁護士に頼むときに、資料には弁護士費用について請求額の何割と決まっているから超えることはないのではないかと書いてあるが、実際にはそうではない。弁護士報酬基準では、弁護士費用は最低10万円となっていたと思う。仮に5万円の事件について裁判を起こしてく



(つづき) : ださいというときに、着手金が5千円ということでは、引き受ける  
(G委員) 弁護士はいない。最低 10 万円はかかる。5万円の裁判のために 10  
万円の費用をかける、しかもそれを借りてきて裁判を起こしても、  
結果的にはそれを返すということになれば、やっても意味がないと  
いうことになると思う。訴訟資金の額が被害額を超える場合に資金  
を貸付けるという制度は、ほとんど想定できる場面がないと思う。  
福岡県弁護士会では、少額の消費者訴訟については、100 万円以下  
の被害については、弁護士会が費用を一部負担する制度がある。それ  
は貸付ではなく、弁護士会が負担するという制度である。例えば、  
50 万円の損害の裁判について、消費者は5万円を負担し、最低 10  
万円かかる弁護士費用の残り5万円は弁護士会で負担するというも  
ので、やはり公益的な目的で、同種の被害がこれから生じるのでは  
ないかというものに限ってということになるが、そういう形でやっ  
ている。そもそも貸付という形で、損害額を超える費用を借りて裁  
判をするという想定は矛盾があると思う。消費者が裁判を起こすこ  
とを躊躇する理由として、手元にお金がないという理由もあるとは思  
うが、仮に裁判に勝ったとしても、その費用が回収できない可能  
性があるからだ。同種の被害が多数発生しているという被害で、同  
じ会社が何人も被害者を出しているような場合は、裁判が起きると  
その会社は倒産してしまう、だからお金を回収できない、というこ  
とを心配している。こういう場合は貸付ではなく、援助であるべき  
ではないか。公益的な利益に資するという目的で、その被害者がが  
んばることで市民みんなが得をするということであれば、援助とい  
う方向で考えていただけたらと思う。そうなると、他の市とぜんぜ  
ん違う制度になってしまい、福岡市が税金で援助をするということ  
がいいのか、という議論もあると思うが。

H 委員：高齢者の立場から考えると、年金も貯蓄も少ない状態では、高齢者  
は貸付金をうけても返済できないのではないか。高齢者の消費者被  
害について相談を受けた時、いろんな公的機関に相談する経験から  
すると、高齢者に貸付という制度は現実的に活用が難しいと思う。  
正直なところ、現場では法テラスの扶助制度を利用することが多い。  
法テラスなどに相談し、制度を振り分けてもらい、できるだけ高齢  
者の負担が少ない制度を活用するようにしている。

C 委員：貸付要件の②について、どういう場合だろうかイメージしてみた  
が、例えば、3万円のゲーム課金の身に覚えのない請求に対して、  
これは明らかに詐欺的な商法だから、この際、業者を駆逐しよう  
というときに、誰かが原告として立ち上がる、というような場合だ  
ろうか。法テラスの場合は、資力要件がありお金持ちは使えない。こ  
の制度には資力要件はないのか。また無利息だけど、保証人がいる  
というのは大きなネックになる。損害について弁護士が考えるとき、

(つづき) : とられた3万円だけでなく、いろいろ煩わされた慰謝料的なものま  
(C委員) で考えることもある。消費者裁判手続特例法では、慰謝料は損害に  
含まないとなっている。この制度では慰謝料は含むのだろうか。

事務局 : この制度は、現実的には貸付実績もなく、現時点では決まっていな  
い。今回、この見直しをする中で、要綱などを整備して、具体的な  
制度設計をしたいと考えている。

議長 : 消費者法の専門家として制度ができた背景を説明したい。今回の監  
査結果報告を見て時代が変わったなと思った。社会環境が変わって  
きたということだが、この制度を東京都が作った頃は、まず一つは、  
消費生活センターによる相談処理というものが社会的にそれほど認  
知されていなかった。特に事業者に対する説得力がなく、あくまで  
あっせんなので強制力もなく、センターが間に入っても、事業者  
はどういう根拠でセンターがあっせんをするのか、なぜセンターの  
言うことを聞かなければならないのか、と言ってくるような時代だ  
った。専門家から見ると、公平な解決という点でいうと、明らかに  
事業者はお金を返すべきだ、というような事例であって、センター  
の意見としてあっせん案を示して事業者を説得しようとしても、事  
業者は裁判すれば当然こちらが勝てますよ、とってあっせんに応  
じないという時代だった。当時は裁判所も消費者問題に対する理解  
がなかったので、民法はこうなっています、というふうに処理して  
しまう。弁護士も当時は消費者問題について取り扱う弁護士が例外  
的に全国に数人だけいた程度だった。だから、弁護士に相談にいっ  
ても、それはだめですよと処理されてしまっていた。消費者問題に  
熱心に取り組んでいる一部の弁護士や専門家から見ると、明らかに  
おかしいという被害について、これは判例を変えなければならない  
という時代要請があって、そうすると消費生活センターのあっせん  
だけでは説得力がないので、東京都のように消費者被害救済委員会  
というのを作って、福岡市でいうところの、苦情処理部会のような  
もので、そこで消費者問題に詳しい法律家、事業者代表や行政が3  
者入って、あっせんをしていた。裁判をしても負けるという場合  
でも、福岡市の制度でもそうだが、救済委員会のあっせんは、社会  
に対して公表するのが前提となるため、不調に終わったとしても、事  
業者にとっては間接的な意味での制裁力があり、こんな不当なこと  
をやっているが、事業者はあっせんに応じないということも含めて  
発表する。東京都の場合、あっせん不調に終わったとしても、法律  
がおかしいので法律改正すべきだという意見書をつけた上で、あっ  
せん報告書を出す。そういう背景があった。苦情処理委員会のあっ  
せんが活用されない間に、時代が変わって、現在では事業者がセン  
ターを重要視し、センターのあっせんを受け入れるようになった。  
弁護士会も理解が高まってきて、消費者問題に弁護士がどんどん入

(つづき) : ってくるようになった。センターも弁護士による法律相談をするよう  
(議長) ようになってきて、苦情処理委員会のあっせんをしなくても解決する  
ようになってきた。社会として需要があった時代には、制度的に欠  
陥があって、あまり活用されなかった実態があった。当時はそういう  
意味があって、実験的にでも訴訟を起こしてみようというのもあ  
って、そうすると、苦情処理委員会の意見として裁判をやってくだ  
さい、それで判例を変えましようとなり、行政としても税金を使っ  
て訴訟費用を貸してあげましようとなった。貸付が前提の制度だが、  
返済は免除という制度が用意されている。返済を前提にすると、先  
ほどのG委員の意見のように、何のための裁判か、ということにな  
ってしまう。今となつては、消費生活センターの社会的認知度も高  
まり、法律の根拠もでき、弁護士会の理解も高まり、裁判所も理解  
してくれるようになったので、結局のところ、前提となる苦情処理  
委員会によるあっせんや貸付制度を活用しなくても、被害の救済が  
かなり進んでいるということになるだろう。当時東京都が行った事  
例としては、クレジット会社という巨大企業を相手にしたもので、  
当時は抗弁権の接続の制度がなかったので、悪質訪問販売会社から  
詐欺にあって、契約を取り消したとしても、信販会社としてはうち  
は関係ないの一点張りだった。詐欺にあったのに、その後信販会社  
からは取り立てを続けられる。当時は裁判をしてもほとんど例外な  
く必ず負けていた。一時期、簡易裁判所や地方裁判所の9割が信販  
会社の取り立て訴訟で、それらはすべて消費者訴訟で、消費者が必  
ず負けるという時代だった。そういう時に東京都としては、これは  
おかしいと専門家が集まって、悪質業者を抱えている信販会社の問  
題だと、社会に名前を出して堂々と意見した。負けるとわかっている  
裁判をしたくないという消費者に東京都がお金を出すから、と説  
得して裁判を起こしたという背景があった。被害額も10万円から  
30万円くらいを想定して制度をつくったようだ。そうすると、訴訟  
費用としてはぎりぎりとなる。今となつては、監査でこのような意  
見ができるのも当然だろう。出発点としては効果があったが、今とな  
つては、前提条件としての苦情処理委員会のあっせんは必要ないの  
かもしれない。貸付の制度としても、今は法テラスの制度ができて  
いるし、弁護士会の制度もいろいろ用意されている。しかし、今回  
の消費者裁判手続特例法の適用のない被害もありうるわけで、拡大  
損害についても適用がなく、健康被害についても適用がないため、  
制度としては、万が一のために残しておいてもいいだろう。もう無  
くしてしまってもいい、と言ってしまうとあまり結果は変わらない  
ような気もする。要件緩和して制度が活用されるようになるかとい  
うと、推測だが、あまり変わらないように思う。

G 委員:規則の免除の条項を確認したが、免除の規定が比較的柔軟であれば、  
もちろん要件をもう少し緩和した上でということにはなるが、有効

(つづき) : な制度となるか。先ほどの法テラスの制度や、県弁護士会の制度も  
(G委員) そうだが、市民が制度を知っていてこの制度を使いたいと言ってくるよりも、相談を受けた弁護士が、相談者から、でもお金がないんですと言われたときに、こんな制度がありますよ、という形で勧めているので、弁護士会や司法書士会などに周知をすれば、年に4、5件くらいは申請がくるだろうと思う。

議 長：会長の立場として、この制度の改廃について、特に意見をいうことは控えるが、要件を緩和した時に、貸付をするかどうかということだけ、いきなり審議会で判断するということは難しく、まずはどういう相談なんですか、ということから始めることになってしまう。いきなり裁判をするよりは、まずはあっせんで解決したほうがいいので、センターあっせんについては、今は法律的根拠があり、社会的に認識されているので、センターが事業者を説得して、あっせんでの解決をめざすべきだろう。貸付の要件として、審議会のあっせんはいらなくても、弁護士が引き受けられた場合、まずはセンターに回してもらって、センターで事実関係のある程度把握したうえで審議会に持ってきていただくと進めやすいだろう。センターへの相談なしに消費者が単独で審議会にきていただいて、あれこれ言われたとしても、事実関係が把握できていないので、事業者にも意見を聞くために、もう一度審議会を開く、ということになってしまう。依頼を受けた弁護士には、センターで事実関係の把握をすることが条件だと伝えておくことが必要だろう。

議 長：この制度はわかりにくく、過去は必要があった制度だが、今となつては、社会が良くなって、センターも弁護士会も良くなって、裁判も早くなったし、裁判官の理解も進んだのに、昔の制度が残っているという感じだ。この件は、各委員から意見もいただいたので、参考にして、検討していただきたい。

議 長：センターの概要と報告については、今回は時間がないので、報告書を読んでいただいて、質問・意見等があれば、次回でも受け付ける。

以上。